

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

新	旧
<p>(水質保全水域への排水の排出の禁止)</p> <p>第36条 条例第30条第1項に規定する規則で定める事業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2条の2第1号から第25号までに掲げる物質（第15号に掲げる物質にあっては、シス体に限る。）を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を生じる事業者にあっては<u>統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号。以下「日本標準産業分類」という。）</u>に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</p> <p>(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業） ((イ)に係るものに限る。)</p> <p>(イ) 電気小売業（事業者向けのものに限る。）</p> <p>(ウ) 管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業） ((エ)に係るものに限る。)</p> <p>(エ) ガス小売業（導管による事業所向けのものに限る。）</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 卸売業、小売業のうち、次に掲げる分類</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 各種商品小売業のうち、次に掲げる分類</p> <p>a 管理、補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業） (b 及びcに係るものに限る。)</p> <p>b ドラッグストア</p> <p>c ホームセンター（電気機械器具小売業（中古品を除く）、電気事務機械器具小売業（中古品を除く）及びその他の機械器具小売業、家具・建具・畳小売業並びにじゅう器小売業に係るものを除く。）</p>	<p>(水質保全水域への排水の排出の禁止)</p> <p>第36条 条例第30条第1項に規定する規則で定める事業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2条の2第1号から第25号までに規定する物質（第15号に掲げる物質にあっては、シス体に限る。）を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を生じる事業者にあっては<u>統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号。以下「日本標準産業分類」という。）</u>に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 卸売業、小売業のうち、次に掲げる分類</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>(オ) (略)</p> <p>(カ) その他の小売業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</p> <p>a 管理、補助的経済活動を行う事業所 (60 その他の小売業) (b 及びcに係るものに限る。)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(エ) (略)</p> <p>(オ) その他の小売業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</p> <p>a 管理、補助的経済活動を行う事業所 (60 その他の小売業) (b、 c及びdに係るものに限る。)</p> <p>b・c (略)</p> <p>d ホームセンター (日本標準産業分類による廃止前の統計法第28条 及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類 表を定める件 (平成21年総務省告示第175号) による廃止前の統計調 査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の 規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件 (平成19年総務省告示第618号) による廃止前の統計調査に用いる产 業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、 産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件 (平成14年総務 省告示第139号) に定める家具・じゅう器・機械器具小売業に係るも のに限る。)</p>
<p>カ～ケ (略)</p> <p>コ 医療、福祉のうち、次に掲げる分類</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 社会保険・社会福祉・介護事業のうち、次に掲げる分類</p> <p>a 管理、補助的経済活動を行う事業所 (85 社会保険・社会福祉・ 介護事業) (b及びcに係るものに限る。)</p> <p>b (略)</p> <p>c 介護医療院</p> <p>サ・シ (略)</p>	<p>カ～ケ (略)</p> <p>コ 医療、福祉のうち、次に掲げる分類</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 社会保険・社会福祉・介護事業のうち、次に掲げる分類</p> <p>a 管理、補助的経済活動を行う事業所 (85 社会保険・社会福祉・ 介護事業) (bに係るものに限る。)</p> <p>b (略)</p> <p>(新規)</p> <p>サ・シ (略)</p>
<p>(2) 第2条の2 第26号に掲げる物質 (し尿その他生活に起因する下水、家 畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。) を製造し、使用し、処理 し、又は保管する作業に係る排水を生じる事業者にあっては、日本標準産 業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</p> <p>(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (33 電気業) ((イ)に係る ものに限る。)</p> <p>(イ) 電気小売業</p>	<p>(2) 第2条の2 第26号に規定する物質 (し尿その他生活に起因する下水、 家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。) を製造し、使用し、処 理し、又は保管する作業に係る排水を生じる事業者にあっては、日本標準 産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>(ウ) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (34 ガス業) ((エ)に係るものに限る。)</p> <p>(エ) ガス小売業</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>別表第10 (第33条、第37条関係) 公共用水域に排出される排水の規制基準(2)</p> <p>事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度</p> <p>(1) (略)</p> <p>備考 1～3 (略)</p> <p>4 「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。ただし、次に掲げる事業所の区分にあっては、それぞれ当該区分に定める日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のもの 平成10年4月1日</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類</p> <p>(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (33 電気業) ((イ)に係るものに限る。)</p> <p>(イ) 電気小売業</p> <p>(ウ) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (34 ガス業) ((エ)に係るものに限る。)</p> <p>(エ) ガス小売業</p> <p>エ 運輸業、郵便業のうち、次に掲げる分類</p> <p>(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (48 運輸に附帯するサービス業) ((イ)に係るものに限る。)</p> <p>(イ) レッカー・ロードサービス業</p>	<p>別表第10 (第33条、第37条関係) 公共用水域に排出される排水の規制基準(2)</p> <p>事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度</p> <p>(1) (略)</p> <p>備考 1～3 (略)</p> <p>4 「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。ただし、次に掲げる事業所の区分にあっては、それぞれ当該区分に定める日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のもの 平成10年4月1日</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<u>オ～ス</u> (略) 5～7 (略)	<u>ウ～サ</u> (略) 5～7 (略)
(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって1日当たりの排水の量が20立方メートル未満のもの((3)に該当するものを除く。)、平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のもの(同日前から設置の工事がされているものを含み、(3)又は(4)に該当するものを除く。)及びし尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所((3)又は(4)に該当するものを除く。)に係る排水についての基準 ア・イ (略)	(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって1日当たりの排水の量が20立方メートル未満のもの((3)に該当するものを除く。)、平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のもの(同日前から設置の工事がされているものを含み、(3)又は(4)に該当するものを除く。)及びし尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所((3)又は(4)に該当するものを除く。)に係る排水についての基準 ア・イ (略)
<u>ウ 電気・ガス・熱供給・水道業</u> のうち、次に掲げる分類 (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (33 電気業) ((イ)に係るものに限る。) (イ) 電気小売業 (ウ) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (34 ガス業) ((エ)に係るものに限る。) (エ) ガス小売業	(新規)
<u>エ 運輸業、郵便業</u> のうち、次に掲げる分類 (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (48 運輸に附帯するサービス業) ((イ)に係るものに限る。) (イ) レッカーア・ロードサービス業	(新規)
<u>オ～ス</u> (略) (3)・(4) (略)	<u>ウ～サ</u> (略) (3)・(4) (略)
2 (略)	2 (略)